



ロ．嗜好品、ストレス解消のための商品	<p>e 20才以上の飲酒習慣者比率は、男性が概ね横ばい、女性は男性に比べると大変比率は少ないが少し増えてきている。また、アルコール依存で現に医療機関で受療している方は4～5万人、アルコール性肝疾患の方が5～6万人</p> <p>f 未成年で最も危険なのが急性アルコール中毒。また、成人よりも少量のアルコールで肝臓障害や膵臓炎が発生する。精神的障害では、学習意欲、精神的成長の停止、依存症に移行し易い。車の事故はティーンエイジャーが多く、原因としては飲酒運転が多い</p>
ハ．文化・伝統性（食文化と酒類の組み合わせ）	<p>a 昔から「酒は百薬の長」といわれている</p> <p>b アルコールには悪い面、良い面の両面がある</p> <p>c 飲酒の効用として、ストレスからの解放、仲間との連帯感などがある</p> <p>a 酒はその国の食文化とつながっており、こうした伝統文化を継承していくことも必要</p> <p>b 酒、殊に清酒は、伝統文化、食文化としての意味合いから、広めていくことも必要</p> <p>c 広く一般に酒というものの感覚等を育成していき、文化として広めれば、やたら飲むといった悪癖は緩和されるのではないか</p> <p>d 大学において総合的に酒を学ぶ講義があってもいいのではないか</p>
ニ．財政物資性	<p>a 財政物資の中で、酒は徴税コストがかからない、容器がリサイクルされている、生ゴミが発生しない等優等生</p> <p>b 酒が高額な税負担をしていることについて消費者には分かりにくい</p> <p>c 租税収入に占める酒税収入の割合（第1回資料4頁）</p> <p>d 酒税の転嫁と保全のスキーム（第1回資料6頁）、酒類の取引の概要（第2回資料8頁）</p> <p>e 末端の健全経営がなされなければ酒税の保全に大変な問題が出てくる</p>
(3) 酒類業の特性とは イ．これまでは伝統性、地域性などでメーカーが捉えられ、全体としては中小企業性が強調されている。	<p>(伝統性、地域性、中小企業性)</p> <p>a ローカルな日本酒が少なくなっている。大型店はローカルな清酒メーカーをどう考えているのか</p> <p>b 酒類業の特性と変化（第1回資料2頁）</p> <p>c 酒類業界は中小企業が多く、その中で、与信や消費者を含めた掛け売り、手形決済などの独特の商慣行を形成している</p>
ロ．免許事業としての規制が緩和されていく中で、酒類の特性を踏まえた社会的要請（未成年者の飲酒防止・リサイクルへの対応、効率的な酒類の提供及び酒税の確保など）にこたえ、その	<p>(酒類業者の社会的責任)</p> <p>a 酒は、安くて何処でも買えるからみんなハッピーという発想は問題。新しい販売免許のスタンスを打ち出す時期</p> <p>b 酒類業界独特の良い商慣行は残していくべき</p> <p>c 未成年者に対する影響を踏まえた制度のあり方を幅広く検討する必要があるのではないか</p> <p>d 「数だけの規制」から「地域（コミュニティ）の意思としての規制」</p>

役割を發揮できる事業としての再構築が必要ではないか。

(将来像の仮置き)  
八．そこで今後の酒類業のあるべき姿は、商品・サービスについての市場原理による競争と酒類の特性を踏まえた販売管理などのあり方の調和を図り、その品質を高め安全性を確保し、消費者に訴えていく透明度の高い事業展開(それが可能な行政も含めたシステム作りではないか。)

[小売販売業免許のあり方]

2．これまでの規制緩和の評価

(1) 新規参入による消費者アクセスの増加、市場の活性化

への転換が必要

- e 経済的規制を緩め、社会的規制を強める方向へ移行してきている
- f 必要以上に社会的規制が強くなることは疑問が生じる
- g 経済的規制は原則自由との考えの中、各社が創意・工夫により競争していくべきもの。酒類の特性と健康影響に対し、酒類に携わる全関係者が一体となった社会全般への啓発と国民運動を実施すべきではないか

(酒類業のあるべき姿)

(自由かつ公正な競争の確保)

- a 消費者の立場では、いつでも、どこでも、安いものが手に入れば良いと考えるが・・・
- b 致酔性飲料である酒類については、種類や原産国などに対する情報を、ラベルに細かい字で書くだけでなく、発売前に事前に登録させ、ホームページで情報開示するようなことが求められてこよう
- c 中小事業者が極めて多いという業界構造を考えると、かつての中小企業分野調整法を再構築するなどの経済的な面についても考えていくべきではないか
- d 大企業でも倒産するような変化の速い時代においてはデータベースを整備し、将来予測をしていくことが不可欠。産業政策においてもそのようにして欲しい

(酒類の販売管理などのあり方(社会的責任の遂行))

- a 酒のマイナス面が表に出て、制御不能にならないようにコントロールの手段を確保するため、業界の基盤安定が必要
- b 節度ある酒の販売ができるような形で議論をして欲しい

(消費者の利便性の増大)

- a 食品取扱店舗4,717店舗のうち、酒販免許を受けているのは半分程度  
食品を取り扱うからには品揃えに酒類を加え消費者のワンストップショッピングに貢献したい。新規に出店をしても酒販免許が受けられない場合があり、消費者のニーズに対応できていない
- b 需給調整規制完全撤廃の前倒し、いわゆる2%条項の復活、大型店舗の需給調整規制の廃止、インターネット上での酒類販売の容認
- c 経済的規制は原則自由であるべきである。免許の規制緩和状況は未だ不十分であり、緩和の前倒し・拡大を図るべきである

(市場の活性化)

- a 経済的規制は原則自由との考えの中、各社が創意・工夫により競争していくべきもの

(2) 未成年者対策、公正市場問題への取り組みの推進

(未成年者対策への取組)

- a 未成年者に酒を売らないよう、業界では努力しているようだが、平成12年の調査では、高校3年生男子の56.2%がコンビニ、スーパーで購入している。
- b 未成年者飲酒禁止法の改正(平成12年:罰則強化、平成13年:年齢確認その他の必要な措置を講ずるものとする)が行われた
- c 未成年者飲酒防止に向けた取組(第1回資料12頁)及び酒類小売業免許の規制緩和の経緯(同1頁)
  - ・免許取消理由の追加(酒税法)
  - ・未成年者飲酒防止のための表示基準(酒類業組合法)
  - ・酒類業界の広告宣伝の自主基準
  - ・低アルコールリキュール類の「酒」マークの自主基準
- d 交通事故防止や未成年者飲酒防止に資するため酒自販機の撤去を進めている
- e 未成年者の飲酒防止に資するため、行政の指導に基づき7項目を実施している

(公正市場問題への取組)

- a 公取委は、毎日7件の不当廉売の申告を処理していることになっているが、現在の人員では注意後のフォローは無理ではないか
- b 公正取引環境の整備への取組(第1回資料16頁)
  - ・公正な競争による健全な酒類産業の発展のための指針(国税庁の指針)
  - ・私人による差止め訴訟制度の導入(独禁法)
  - ・酒類流通における不当廉売、差別対価等への対応について(公取委の酒類ガイドライン)
  - ・酒類業組合による「リベート供与基準など社内基準の整備」の啓発
  - ・酒類の取引実態調査の実施及び結果の公表

(3) 今後の課題(利便性が前面に出ている反面、販売の管理がルーズとの指摘など)

- a 免許取得状況の分析と市場の将来予測が必要
- b 規制緩和により酒類販売の自由化が進んでいるが、警察の見地から考えて、何処でも酒が購入できることになり、非行の把握が難しくなるのではないか
- c 深夜における酒類の販売状況、販売体制の現状を把握しているか
- d CVSやビデオ店などにおいて、未成年、成人の区別がはっきりされおらず、社会的な規制が必要である

3. 今後の手当ての必要性について

(1) 社会的規制について

販売管理面での体制整備について(現在の免許制度は酒税の保全中心であり、社会的要請について指導に止まり実効性が不十分ではない

(販売管理体制の整備)

- a 消費者利便と社会的規制は別問題として、社会的コストや未成年者飲酒禁止法等の観点から何らかの社会的な規制を考えていくべきではないか
- b 規制緩和により酒類販売の自由化が進んでいるが、警察の見地から考えて、何処でも酒が購入できることになり、非行の把握が難しくなるのではないか

か。)、未成年者の飲酒防止等の実効性をあげるために、さらに何が求められるか。(酒類が飲まれる場面での管理など)

- c 酒は、安くて何処でも買えるからみんなハッピーという発想は問題ではないか。
- d 人口又は利便性からの規制ではなく、規制をどういう視点で行うのか明確にすべき
- e 適正に(プラスの方向で)飲むための規制であれば理解ができるのではないか
- f 今後は、交通事故をはじめとする社会的問題や福祉の問題等を盛り込んでいく必要があるのではないか
- g 規制が行き過ぎてはいけない。どこまで規制し、緩めるか、バランスを取った規制を行うべき
- h 余り厳しく取り締まると見えないうところで取引するようになり、暴力団の資金源になってしまうおそれがある
- i 個々の人に免許を与えるようにすれば責任感が生まれるのではないか
- j 未成年者の酒類へのアクセス機会を可能な限り減らすため、自販機同様に、酒類の深夜販売を制限し、セルフサービス方式の販売の見直し、酒類販売従事者の年齢を20才以上とすること、等を行うべきではないか
- k 社会全体で未成年者飲酒防止に取り組み、家庭や学校教育等で飲酒教育の啓蒙をすすめ、販売者における酒類の特性等の知識の向上を図るべきではないか
  - ・未成年者飲酒防止には、学校、地域社会の体制造りが必要
  - ・大学生の半数が20才未満の中で、コンパで死人がでる状況。家庭などにおいてハイティーンに対する何らかの教育が必要
- l 深夜販売について、深夜値段というものを設けてはどうか
- m 飲酒年齢は20才で区切るのがいいのか。風俗営業等との平仄をどうするか
- n 何才から何才まで飲まない方が最善であるということを発表できないか

(環境保全の見地からの一定の設備要件)

- a 財政物資の中で、酒は徴税コストがかからない、容器がリサイクルされている、生ゴミが発生しない等優等生

## (2) 今後の酒税保全のスキームについて

規制緩和の進展により今後過度の参入退出が発生して、酒税保全上問題が生じうるか。その場合、どのような手段が用意されるべきか。

- a 新規参入者が殺到すると過当競争になるが、そうならないようなスキームを考えるべきではないか
- b 業界が制御不能とならないように、コントロールの手段を確保するため、業界の基盤安定が必要ではないか
- c 酒税法の目的は酒税の保全であり、酒税の保全は、健全な経営があって初めて担保されるのではないか
- d 業態別に見た場合、一般酒販店の割合は非常に減少している。なお、中小の酒販店は、転業・廃業・倒産に追い込まれ非常に厳しい状況にある。また、免許人の自殺・失踪も少なくない
- e CVSは卸等への支払がしっかりしているため、酒税の保全を妨げることはない

(3) 消費者の観点からの手当について

酒類の提供において、利便性（アクセスの増加）・透明性（商品情報のわかりやすさや安全性）・販売管理（未成年者飲酒防止等）の3つが充足される必要。この観点からも価格の不透明さに繋がる不公正な取引は排除される必要

(利便性)

- a 消費者の立場では、いつでも、どこでも、安いものが手に入れば良いと考えるが・・・
- b 規制緩和によって酒屋の都市部への一極集中（地方の過疎化）が見られる
- c スーパーの未だ半数の店舗において免許の取得及び全酒類の販売ができない。結果として生活者のニーズに対応できない状況

(透明性)

- a 規制緩和等については、食品の安全性や「知る権利」といった消費者利益を擁護する観点からの検討をすべき
- b 消費者に「酒」であるとの認識がもたれるよう明確に表示する（清涼飲料水を買ったつもりが酒であったというようなことがないように「酒」という目印をつけるべき）

(販売管理)

- a 酒税収入 1兆8千億円に対し、アルコール関連の社会的費用（1987年）は6兆6千億円
- b 未成年者飲酒問題は数次の酒類販売規制の緩和により一層深刻な事態を迎えつつある
- c 平成3年4月、WHOはアルコール関連問題が健康面、経済面で国家、国民に与える悪影響を考慮し、早急な政策及びプログラムを着実に実行するよう勧告を出している

(4) 公正取引の観点からの手当について

現在の指針やガイドラインに沿った公正取引への取り組みに加えてさらに何が求められるか。

- a 生産者価格に極めて近い価格で販売してなぜ利益がでるのか
- b 独禁法の厳正な運用と厳正対応。更なる罰則強化
- c 仕入条件が公開され、努力目標がはっきりしないと経済活動は発展しない。差別取引、優越的地位の濫用などをなくして欲しい

4. 今後の酒類行政のフレームワークは

(1) 酒類販売業免許等公的規制のあり方

- a 法律の立法目的と規制目的とのねじれが生じているものもあると思われるので、規制目的を整理することが必要
- b 諸外国においては警察目的としている国もある。我が国も財政目的以外の独特の免許制度であってもよい
- c 規制は少ない方がよい。行政はなるべく関知しない方がよい。
- d 世界的にみても、経済的規制を緩め、社会的規制を強める方向へ移行してきている
- e 国民の健康・福祉の向上、未成年者飲酒防止、飲酒による事故防止、道徳秩序の維持等総合的な見地からの法律の創設が必要

イ. 社会的規制について  
人的要件の整備

販売体制のミニマムリクエスト

その他

- a 「数だけの規制」から「地域（コミュニティ）の意思としての規制」への転換が必要
- b 人口基準について、飲酒（成人）人口による基準とすべき。また、距離基準について、病院などからは一定の距離を隔てるなどの措置が必要

ロ．酒税の保全について  
過度の参入退出に対する対策

- a 免許取得時に一定の保証金を要求したり、更新制で更新料を要求することにより、乱立を防ぐことができないか
- b 酒税保全に貢献できるようなデポジット制、更新制などを考えるべきではないか
- c 1 販売場から販売される量の制限、販売時間、事業者の生業が成り立たないような販売環境の是正等、抜本的な改正が必要ではないか。
- d 酒類は致酔性飲料であり、また、不公正取引も多いので、酒類の再販制度導入も検討すべきではないか
- e 人口基準について、成人人口による基準とすべき。また、距離基準について、病院などからは一定の距離を隔てるなどの措置が必要

(2) 酒類業の健全な発達のための取り組み

- (消費者ニーズへの対応)
- a 酒販店の経営努力が必要である
  - b 価格競争では大きい方が有利だが、小さいながらの戦い方があるのではないか
  - c 品揃えの充実など販売面での努力が必要

社会的要請への対応への取り組み

- (社会的要請への対応)
- a 酒類の社会的規制については、80%の人が必要だとの意見
  - b 酒類の特性と健康影響に対し、酒類に携わる全関係者が一体となり社会全般への啓発と国民運動を行っていく
  - c 酒類販売従事者に対する自主的教育・研修制度実施についての公的認知

(公正な取引環境の整備)

・ 実施主体としての小売酒販組合の活性化とアウトサイダーへの取り組み

- (小売酒販組合の役割)
- (国税庁等における酒類産業行政の運営体制の整備等)
- a 個々の企業による飲酒の効用の広報でなく、国がそのガイダンスを出していくのがいいのではないか